

独立行政法人国立美術館中期計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第 30 条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

国立美術館は、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とする我が国の唯一の国立の美術館であり、美術振興の中心的拠点として、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多く提供するため、多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していく。

このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館（以下「各館」という。）を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研修事業、美術（映画を含む。以下同じ。）に関する作品（以下「美術作品」という。）その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行うとともに、生涯学習の推進や、国際文化交流の振興に積極的に取り組み、我が国における美術館のナショナルセンターとしての役割を果たしていく。

特に第 4 期中期目標期間は、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）において、地方創生やグローバル化への対応、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020 年東京大会という。」）を契機とする文化プログラムの実施等、社会を挙げて文化芸術を振興していくことが求められていることを踏まえた活動を積極的に展開する。

なお、各館の役割・任務は以下のとおりである。

（東京国立近代美術館）

本館、工芸館から成る同美術館は、近・現代の美術、工芸に関する作品その他の資料を収集・保管し、鑑賞機会を提供して、あわせてこれに関連する調査研究及び各種事業を行う。

（京都国立近代美術館）

近・現代の美術及び工芸に関する作品その他の資料を収集・保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

（国立映画アーカイブ）

国立映画アーカイブは、我が国における映画文化振興の中核として、映画に関する保存・上映・研究活動を総合的に展開するため、関連する調査研究及び各種事業を行う。

（国立西洋美術館）

昭和 30 年 10 月 8 日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品（松方コレクション）並びに西洋美術に関する作品及び資料を収集・保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれらに関連する調査研究及び事業を行う。

（国立国際美術館）

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作

品その他の資料を収集・保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立新美術館)

全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援することにより、我が国の美術創造活動の活性化の推進に取り組む。

また、国内外の美術や美術展に関する情報・資料の収集・保存・情報提供を行うとともに、日本の美術情報を積極的に海外に発信する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開

(1) 多様な鑑賞機会の提供

中期目標で示された学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、国立美術館ならではの多様な美術作品の鑑賞機会を国内外の幅広い人々に提供するため、各館において魅力ある質の高い所蔵作品展・企画展等を実施するとともに、上野「文化の杜」新構想及び六本木地区の美術館を中心とした連携等、地域における連携を活用した効率的かつ効果的な広報の実施、文化振興への寄与等に戦略的に取り組む。

①-1 所蔵作品展は、各館におけるコレクションの充実を図りつつ、その特色を十分に発揮したものとする。また、最新の研究結果を基に、美術に関する理解の促進に寄与することを目指すとともに、所蔵作品の鑑賞・理解に資するため作品の展示替えに加え、小企画展・テーマ展などを開催し、企画展等との連動や新たな視点・観点の提示に積極的に取り組む。

①-2 企画展等は、積年の研究成果に基づき、時宜を得たものを企画し、学術水準の向上に寄与するとともに、利用者のニーズに対応しつつ、次の観点に留意して毎年度 50 回程度（公募展を除く。）実施する。また、入館者数を念頭においた展覧会のみならず、新しい視点・観点を提示する展覧会をも提供する。

(イ) 国際的視野に立ち、アジア諸地域を含め海外の主要美術館と連携し、確固たる評価を得ている世界の美術を紹介するとともに、我が国の作家や芸術的動向を海外に紹介する展覧会等に積極的に取り組む。

(ロ) 展覧会テーマの設定や他の芸術文化との連携による展示方法等について方向性を提示することに取り組む。

(ハ) メディアアート、アニメ、建築など我が国が世界から注目される新しい領域の芸術表現を積極的に取り上げ、最先端の現代美術への関心を促す。

(ニ) 過去の埋もれていた作家・作品・動向の発見や再評価に取り組む。

①-3 映画フィルム・資料の所蔵作品を活用した上映、展示等の活動に積極的に取り組む。

①-4 入館者数については、展覧会ごとの目標を、実施目的、想定する入館者層、実施内容、学術的意義、良好な観覧環境の確保、広報活動、過去の入館者等の状況等を踏まえて年度計画において設定し、その達成に取り組む。

①-5 展覧会を開催するにあたっては、実施目的、期待する成果、学術的意義を明確にし、専門家等からの意見を聞くとともに、入館者に対するアンケート調査を実施し、そのニーズや満足度を分析し、それらを展覧会に反映させることにより、常に魅力あるものとなるよう取り組む。

①-6 5館共同企画展の成果を踏まえ、今後の各館連携を引き続き推進する。

② 地域における鑑賞機会の充実のため、全国の公私立美術館等と連携し、また全国の公私立美術館等の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館が所蔵する美術作品及びそれに関する調査研究の成果を活用して、地方巡回展を積極的に開催する。

また、あわせて当該地方巡回展に関連する講演会又はシンポジウムを開催することにより、ナショナルセンターとして地域における鑑賞機会の充実と美術の普及に資する。

このほか、公立文化施設等と連携協力して、所蔵映画フィルムによる映画鑑賞事業を実施する。

(2) 美術創造活動の活性化の推進

メディアアート、マンガ、アニメ、建築、デザイン、ファッション等の世界から注目される新しい芸術表現の国内外に向けた発信等の拠点的な役割を果たすことを目指し、展覧会事業等を積極的に実施する。

また、国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化に資する。

(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

①-1 国立美術館として美術に関する情報の拠点としての機能を向上させ、国民の美術に関する理解促進に寄与するとともに、長期的には日本・アジアにおいては美術文化研究の中心となり、そして世界においては日本近・現代美術の研究の一大拠点となることを目指し、国立美術館及び各館のホームページを充実させるとともに、引き続き平成 26 年度に設置した「国立美術館のデータベース作成と公開に関するワーキンググループ」において具体的な方策を検討する。

①-2 所蔵作品データ、所蔵資料データのデジタル化を一層推進し、ネットワークを通じてより良質で多様なコンテンツの提供を進めるとともに、関連資料については、積極的に受け入れるための収集方針について検討する。特に、各館におけるナショナルコレクションを広く周知するため、所蔵作品総合検索システムの充実を図る。

①-3 美術史その他の関連諸学に関する基礎資料、国内外の美術館や展覧会に関する情報及び資料を収集し、展覧会活動の推進に役立てるとともに、図書室等において芸術文化に関する情報サービスを広く提供する。

- ①-4 国立美術館全体の機能として、ネットワーク共有を前提とする IDC（インフォメーションデータセンター）を確立し、美術館における情報技術の活用策を積極的に開発しながら、その知見を広く共有化することに取り組む。

（４）教育普及活動の充実

- ① 国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえ、幅広い層の人々の美術鑑賞に対する関心を高めるため、学校や社会教育施設等との連携し、年齢や理解の程度に応じたきめ細かい多様な事業を展開するとともに、それらの事業の広報を積極的に行う。
- ② 映画フィルム・資料の所蔵作品を活用し、児童生徒を対象とした「こども映画館」の開催やジュニアセルフガイドの作成など教育普及活動に積極的に取り組む。
- ③ ボランティアや支援団体の育成と相互協力による教育普及事業の充実を図る。

（５）調査研究の実施と成果の反映・発信

美術作品の収集・展示・保管、教育普及活動、情報の収集・提供等のための調査研究については、各館の役割・任務に従い、内容を年度計画に定めた上で外部資金の活用を含めて計画的に実施し、これらの成果を確実に美術館活動の充実等に生かすとともに、各館の広報誌等により積極的に公開する。なお、実施に当たっては、国内外の博物館・美術館及び大学等の機関との連携協力を図り、調査研究成果の共有を図る。

また、国立映画アーカイブにおいては、デジタル映画の保存・活用等に関する調査研究を計画的に実施する。

（６）快適な観覧環境の提供

- ①-1 高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な鑑賞環境の形成のために展示方法・外国語表示・動線等の改善、施設整備の計画的な実施に取り組む。特に、2020年東京大会に向けて、各館においてサインや作品解説等の多言語化に積極的に取り組み、国立美術館自体の認知度の向上に努めるとともに外国人の来館促進を図る。
- ①-2 展示や解説パネルを工夫するとともに、音声ガイドや小・中学生向けのガイド等を導入するなど、鑑賞しやすさ、理解のしやすさに取り組む。
- ② 引き続き65歳以上の来館者、高校生以下及び18歳未満の来館者の所蔵作品展無料化等を実施するとともに、入館者を対象とする満足度調査を定期的実施し、必要に応じて入場料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善に取り組む。
- ③ 入館者にとって快適な空間となるよう、利用者ニーズを踏まえてミュージアムショップやレストラン等と積極的に連携・協力を図る。

2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承

(1) 作品の収集

①-1 多様な鑑賞機会を提供するとともに、国内外の美術館活動の活性化に資するため、各種制度を有効に活用し、ナショナルコレクションの形成を図る。その際、各館の役割・任務に沿った収集方針は、次に掲げるとおりとし、その収集方針に沿って、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の蓄積を図る。なお、美術作品の収集に当たっては、外部有識者の知見を踏まえ、適宜適切な収集を図るとともに、購入した美術作品に関する情報をホームページにおいて公開する。

また、収集活動を適時適切に行うために、美術作品の動向に関する情報の入手と機動性の向上に取り組む。

(東京国立近代美術館本館・工芸館)

近・現代の絵画・版画・水彩・素描、彫刻、写真等の作品、工芸作品、デザイン作品等を収集する。

美術・工芸に関しては近代美術全般の歴史的な所蔵作品の展示が可能となるように、歴史的価値を有する作品・資料を収集する。

(京都国立近代美術館)

近代美術史における重要な美術作品など、近・現代の美術・工芸・写真・デザイン作品等を収集する。

その際、京都を中心とする関西ないし西日本に重点を置き、地域性に立脚した所蔵作品の充実を図る。

(国立西洋美術館)

中世末期から20世紀初頭に至る西洋美術の流れの概観が可能となるように、松方コレクションを中心とした近代フランス美術の充実、近世ヨーロッパ絵画の充実及びヨーロッパ版画の系統的収集を行う。

(国立国際美術館)

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために、国際的な交流が極めて盛んになった1945年以降の国内外の美術並びに同時代の先端的な美術を中心に、総合的な影響関係を踏まえつつ、体系的に収集する。

①-2 所蔵作品の体系的・通史的なバランスの観点から欠けている部分を中心に、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、その積極的活用を努める。

①-3 各館の収集方針に則しつつ、緊密な情報交換と連携を図りながら、国立美術館全体のコレクションの充実を図る。

(2) 所蔵作品の保管・管理

① 国民共有の貴重な財産である美術作品を永く後世に伝えるとともに、展示等の美術館活動の充実を図る観点から、収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化への対応として、各館ごとの方針を平成30年度末を目途として策定する。その際、各館における対

策はもとより、抜本的な改善に向けた今後の方策として、各館で横断的に活用が可能な形態や方法についても、既存の施設との連携を図りながら、地元自治体や関係機関の協力を得て検討を進める。

- ② 環境整備及び管理技術の向上に取り組むとともに、展示作品の防災対策の推進・充実を図る。

(3) 所蔵作品等の修理、修復

所蔵作品等の修理・修復に関しては、各館の連携を図りつつ、外部の保存科学の専門家等とも連携して、所蔵作品等の保存状況を確実に把握し、特に緊急に処置を必要とする作品について計画的・重点的に修理・修復を行う。

(4) 所蔵作品の貸与

所蔵作品については、その保存状況や各館における展示計画等を勘案しつつ、国内外の美術館・博物館その他これに類する施設に対し、貸与等を積極的に行う。

3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

(1) 国内外の美術館等との連携・協力等

- ① 国内外の優れた研究者を招聘しシンポジウムを開催するなど、美術館活動に対する示唆が得られるよう取り組むとともに、人的ネットワークの構築を推進する。
- ② 海外の美術館において、我が国の優れた作家や美術作品を世界に広く紹介する展覧会が活発に行われるよう、海外の美術館との連携・協力を積極的に取り組む。
- ③ 全国の実美術館等の運営に対する援助、助言を適時行うとともに、地方巡回展の開催、企画展等の共同主催やそれに伴う共同研究等を通じて、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に取り組む。

(2) ナショナルセンターとしての人材育成

- ① 美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、全国の小・中学校等や公私立美術館における教育普及活動の充実に資するプログラムの開発・実施を行うとともに、作成した教材の普及に取り組む。
- ② 全国の小・中学校等における鑑賞教育や、全国の実美術館における教育普及活動の活性化を図るため、指導にあたる人材の育成を目指した全国レベルの教員、学芸員等の研修を実施する。
- ③ 全国の公私立美術館等と連携して学芸担当職員を対象とした研修を実施するとともに、大学等の教育機関等と連携して大学院生等を対象としたインターンシップ等を実施し、今後の美術館活動を担う中核的人材を育成する。
- ④ 国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム保存技術や映写技術等、映画保存のニーズに対応した人材を育成する。

(3) 国内外の映画関係団体等との連携等

国立映画アーカイブにおいては、我が国の映画文化振興の中核的機関として、国内外の美術館及びフィルム・アーカイブ等と情報交換を図りながら、映画・映像作品の収集・保管・修復・復元に積極的に取り組むとともに、国際フィルム・アーカイブ連盟（FIAF）の正会員として、引き続き国際的な事業等に取り組み、「所蔵映画フィルム検索システム」を拡充する等、各種情報の収集・発信を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

所蔵作品の安全性の確保、快適な観覧環境の提供、入館者サービスの充実及びその他業務の質の向上を考慮しつつ、業務運営全般について、次の取組を行い、事務及び事業の改善を図る。

1 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえて業務の効率化を進め、中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費については5%以上の効率化を図る。ただし、美術作品購入費等の特殊要因経費はその対象としない。また、人件費については5項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

2 組織体制の見直し

独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上及び組織の機能向上を実現するため、組織・体制の強化に努める。

3 契約の点検・見直し

（1）契約の適正化

毎年度、「調達合理化計画」を策定し、随意契約が真にやむを得ないものであるか、また一般競争入札等について真に競争性が確保されているか等の観点から点検し、見直しを行う。

（2）施設の管理・運営

施設の管理・運営（展示事業の企画等を除く。）については、すでに実施している民間競争入札について検証を行い、良好な実施結果が得られたと判断された場合は、国立美術館が実施する包括的業務委託に移行する。

また、民間競争入札又は包括的業務委託を実施していない施設については、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合において、民間競争入札又は包括的業務委託の導入を検討する。

4 共同調達等の取組の推進

各施設の業務内容や地域性を考慮しつつ、周辺の機関と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画に具体的な対象品目等を定めた上で進める。

5 給与水準の適正化等

国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し、対国家公務員指数については適正な水準を維持するよう取り組み、その結果について検証を行うとともに、検証結果や取組状況を公表する。

6 情報通信技術を活用した業務の効率化

引き続きバックアップ・インフラの増強に努めるとともに、法人内の情報システムネットワークの一元化を基盤として、IT技術を活用した業務の効率化を進める。

7 予算執行の効率化

運営費交付金収益化基準として業務達成基準が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

実績を勘案しつつ、自己収入を積極的に確保すること等により、計画的な収支計画による運営を図る。

1 自己収入の確保

自己収入については、施設貸出収入、特別観覧収入、会費収入等の増加に向けた取組を推進し、自己収入の拡大を図る。

また、外部資金については、寄附金や企業からの支援（協賛金等）の獲得のため、制度等の充実を図る。

なお、管理業務の効率化を図る観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に取り組む。

2 保有資産の処分

保有する美術館施設等の資産については、保有の目的・必要性について不断の見直しを行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

3 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり

4 収支計画

別紙2のとおり

5 資金計画

別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、15億円

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、次の経費等に充てる。

- 1 美術作品の購入・修理
- 2 展覧会事業の充実
- 3 調査研究事業の充実
- 4 情報・資料の収集等事業の充実
- 5 講演会・出版その他教育普及事業の充実
- 6 研修事業の充実
- 7 入館者サービスの充実
- 8 老朽化対応のための施設・設備の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

- (1) 組織を構成する人員・美術館施設及び国から交付される運営費交付金等を有効に活用し、常に健全で適正かつ堅実な管理運営環境を確保できるよう、理事長のマネジメントの強化や監査機能の充実について検討を行いつつ、その結果を逐次運営管理に反映させるなど内部統制の充実・強化を図る。
- (2) 保有する情報については、国民が適正な情報を円滑に得られるよう、ホームページにおける情報を充実させるなど、必要な措置を講じて、適切に情報を開示する。また、保有する情報の安全性向上のために、「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成26年6月25日情報セキュリティ対策推進会決定)を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上と改善を行う。
- (3) 内部統制・ガバナンスの強化に係る取組状況等については内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。また、業務運営全般については、外部有識者で構成する外部評価委員会を年1回以上開催し、当該委員会において、国立美術館の目標等を踏まえ、年度ごとに業務の実績に関する評価を実施する。また、評価結果については、公表するとともに、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。

2 施設・設備に関する計画（別紙4）

- (1) 施設・設備の老朽化への対応、入館者の安全確保及び利便性の向上等のため、長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。
- (2) 国立新美術館の管理運営を適切に実施するため、用地（未購入の土地）について、施設・設備に関する計画に基づき、予算措置に応じて購入を進める。

3 人事に関する計画

- (1) 方針
 - ① 国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度の検討を引き続き行う。

② 人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用する。

(2) 人員に係る指標

給与水準の適正化等を図りつつ、業務内容を踏まえた適切な人員配置等を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込額 4, 785百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

4 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、国立美術館の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

5 積立金の使途

前中期目標期間の期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、次期へ繰り越した経過勘定損益影響額等に係る会計処理に充当する。

6 その他業務運営に関し必要な事項

「工芸館移転の基本的な考え」（平成28年8月文化庁公表）を踏まえ、東京国立近代美術館工芸館の移転に向けた準備を進める。

別紙1 予算(中期計画の予算)

平成28年度～平成32年度予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| 収 入 | |
| 運営費交付金 | 37,286 |
| 展示事業等収入 | 5,892 |
| 寄附金収入 | 845 |
| 施設整備費補助金 | 16,433 |
| 計 | 60,456 |
| 支 出 | |
| 運営事業費 | 43,178 |
| 管理部門経費 | 7,207 |
| うち人件費 | 1,623 |
| うち一般管理費 | 5,584 |
| 事業部門経費 | 35,971 |
| うち人件費 | 4,220 |
| うち美術振興事業費 | 10,393 |
| うちナショナルコレクション形成・継承事業費 | 19,264 |
| うちナショナルセンター事業費 | 2,094 |
| 寄附金事業費 | 845 |
| 施設整備費 | 16,433 |
| 計 | 60,456 |

〔人件費の見積り〕

期間中総額 4,785百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

○運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + R_k(y) + \varepsilon(y) - E(y)$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金。

$\varepsilon(y)$ ：当該事業年度における特殊要因経費。以下の経費。

- ・新規施設の整備・竣工、政府主導による重点施策の実施、法令改正に伴い必要となる措置、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。
- ・退職手当。中期計画期間中に想定される額。
- ・美術作品購入費等。平成27年度における当該経費の見積り額。

○人件費

毎事業年度の人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \times \sigma(\text{係数})$$

P(y)：当該事業年度における人件費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

α ：効率化係数（人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \theta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

R(y)：当該事業年度における業務経費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β ：効率化係数（業務経費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ ：業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○一般管理費

毎事業年度の一般管理費（ R_k ）については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

$R_k(y)$: 当該事業年度における一般管理費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

$R_k(y-1)$ は直前の事業年度における $R_k(y)$ 。

π : 効率化係数（一般管理費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○自己収入

毎事業年度の自己収入（受託収入等を除く。）（ E ）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu (\text{係数}) \times \lambda (\text{係数})$$

$E(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積り額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

μ : 収入政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入へ影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[上記の算定式に基づき、以下の仮定の下に中期計画の予算を試算]

- ・ 運営費交付金の見積りについては、特殊要因経費を除いて、平成27年度予算額を基準額として、中期計画期間中に、人件費（±0%）、一般管理費物件費（△15%）、業務経費物件費（△5%）とし、中期計画期間中に想定される特殊要因経費を加算して試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（±0%）として試算。
- ・ θ （消費者物価指数）は勘案せず、 γ （業務政策係数）を一律1（±0%）として試算。
- ・ 退職手当については、中期計画期間中に想定される額を試算。
- ・ 美術作品購入費等については、各事業年度に平成27年度における当該経費の見積り額を試算。
- ・ 自己収入の見積りについては、 μ （収入政策係数）は平成28年度予算額を基準として各事業年度一律1（±0%）、 λ （収入調整係数）は一律1（±0%）として試算。
- ・ 施設整備費補助金については、平成28年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算。

別紙2 収支計画

平成28年度～平成32年度収支計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| 費用の部 | 25,305 |
| 經常経費 | 25,305 |
| 管理部門経費 | 7,082 |
| うち人件費 | 1,623 |
| うち一般管理費 | 5,459 |
| 事業部門経費 | 16,546 |
| うち人件費 | 4,220 |
| うち美術振興事業費 | 9,938 |
| うちナショナルコレクション形成・継承事業費 | 1,664 |
| うちナショナルセンター事業費 | 724 |
| 寄附金事業費 | 845 |
| 減価償却費 | 832 |
| 収益の部 | 25,305 |
| 運営費交付金収益 | 17,736 |
| 展示事業等の収入 | 5,892 |
| 寄附金収益 | 845 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 759 |
| 資産見返寄附金戻入 | 16 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 57 |

別紙3 資金計画

平成28年度～平成32年度資金計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 資金支出 | 60,456 |
| 業務活動による支出 | 43,443 |
| 投資活動による支出 | 17,013 |
| 資金収入 | 60,456 |
| 業務活動による収入 | 44,023 |
| 運営費交付金による収入 | 37,286 |
| 展示事業等による収入 | 5,892 |
| 寄付による収入 | 845 |
| 投資活動による収入 | 16,433 |
| 施設整備費補助金による収入 | 16,433 |

別紙4

施設・設備に関する計画

| 施設・整備の内容 | 予定額 (単位:百万円) | 財 源 |
|-------------|-----------------|----------|
| 国立美術館施設設備整備 | 4,197 | 施設整備費補助金 |
| 国立新美術館土地購入費 | 12,236 | 施設整備費補助金 |

(脚注)

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。